

議案第2号

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部
を改正する規則について

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する
規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和2年1月23日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市立小中学校の管理及び学校教育の実施に関する規則（昭和49年教育委員会規則8号）に規定する休業日について、次の理由により改正するため、この議案を提出するものである。

- (1) 学級編成、年間授業計画作成及び教材研究など、毎年度当初に行う諸事務を着実に実施するため、学年始休業日を2日間延長する。
- (2) 令和2年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に伴い、同年の国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定するスポーツの日の適用が、10月の第2月曜日から7月24日となるため、附則として同年に限り、秋季休業日を10月12日から同月14日までとする。

また、元号を改める政令（平成31年政令第143号）が施行されたこと、及び、学習指導要領の改訂により、小学校の教科に外国語が加えられ令和2年4月から全面実施されるにこと等に伴い、様式の変更を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部
を改正する規則

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第4条及び前条」を「前2条」に改める。

第7条中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第18条中「第79条」を「省令第79条」に改める。

第17条第1項第3号中「4月5日」を「同月7日」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における休業日の特例）

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第17条第1項第5号の規定の適用については、同号中「10月の第2月曜日の翌日及び翌々日」とあるのは、「10月12日から同月14日まで」とする。

別記様式第2号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第3号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第4号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第5号から別記様式第8号までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第9号中「視覚障害者になった」を「視覚障害者等になった」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第10号及び別記様式第11号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第11号の2中「東広 第 号
平成 年 月 日」を
「東広 第 号
年 月 日」に、「：平成 年 月 日」を「： 年
月 日」に、「平成 年 月 日～平成 年 月 日」を「
年 月 日～ 年 月 日」に改め、「、「平成 年
月 日」とあるのは、「 年 月 日」と読み替えるものとし」を削
る。

別記様式第12号中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年
月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第13号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」
に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第14号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」
に改める。

別記様式第14号の2の1の様式中「平成 年 月 日」を「 年
月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に、

「

体 育			()	()	()	()
特別の教科 道徳						
外 国 語 活 動						

」

を

「

体 育			()	()	()	()
外 国 語						
特別の教科 道徳						

外国語活動						
-------	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

別記様式第14号の2の2の様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第14号の3の1の様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第14号の3の2の様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に、

「

日常生活の指導			
生活単元学習			

を

」

「

日常生活の指導			
生活単元学習			

に、

」

「

体育 (年)				体育 (年)			
---------	--	--	--	---------	--	--	--

」

を

「

体育 (年)				体育 (年)			
外国語 (年)				外国語 (年)			

」

に改める。

別記様式第14号の3の3の様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に、

「

生活単元学習			
作業学習			

を

」

「

生活単元学習			
作業学習			

に改める。

」

別記様式第14号の3の4の様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に、

「

体 育							
特別の教科 道徳							
外 国 語 活 動	—	—					

」

を

「

体 育							
外 国 語	—	—	—	—			
特別の教科 道徳							
外 国 語 活 動	—	—			—	—	

」

に、

「

体 育							
通級による指導							

」

を

「

体 育							
外 国 語							
通級による指導							

」

に改める。

別記様式第14号の3の5(1)の様式中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年月」を「 年 月」に改める。

別記様式第14号の3の5(2)の様式中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年月」を「 年 月」に改める。

別記様式第15号及び別記様式第16号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第17号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第18号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第19号中「平成 年 月 日生」を「 年 月 日
「小(中)学校の全課程を修了したことを証する
生」に、 を

平成 年 月 日 」

「小(中)学校の全課程を修了したことを証する

に改め、「平成 年

年 月 日 」

月 日」とあるのは、「 年 月 日」と読み替えるものとし」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第2号（第4条関係）

<p>(住所)</p> <p>(氏名)</p> <p>さん</p> <p>保護者 様</p> <p>学校</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">入学期日及び学校指定通知</div> <p>〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号 東広島市教育委員会 学校教育部学事課 TEL (082) 420-0975</p>	<p style="text-align: center;">入学期日及び学校指定通知書</p> <p>学校教育法施行令第5条第1項及び第2項（同令第6条において準用する場合を含む。）の規定により通知しますので、下記のとおり児童・生徒を入学させていただきます。</p> <p>入学児童 生徒氏名</p> <p>生年月日</p> <p>性 別</p> <p>入学学校名 東広島市立 学校</p> <p>入学期日 <u> </u>年<u> </u>月<u> </u>日</p> <p><u> </u>年<u> </u>月<u> </u>日</p> <p>東広島市教育委員会 </p>
---	--

別記様式第3号 (第5条関係)

入学児童・生徒通知書

年 月 日

学校長

様

東広島市教育委員会 印

次の児童・生徒は、年 月 日付けで東広島市立 学校に入学するので、学校教育法施行令第7条の規定により通知します。

氏名 (生年月日)	児童・生徒			保護者			入学期日	指定学校	転入前の学校	備考
	学年	性別	住 所	氏名	児童・生徒との続柄	住 所				
()										
()										
()										

別記様式第4号（第6条関係）

指 定 学 校 変 更 申 立 書

年 月 日

東広島市教育委員会 様

保護者 住 所

氏 名

㊟

次のとおり、学校教育法施行令第8条の規定による指定学校の変更の申立てをします。

なお、通学については、保護者の責任において行います。

指定学校の名称 及 び 学 年	東広島市立 学校 第 学年				
指 定 の 変 更 を 希 望 す る 学 校 の 名 称	東広島市立 学校				
ふ り が な 児 童 生 徒 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
現 住 所	東広島市				
前 住 所	東広島市				
指 定 変 更 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
通 学 方 法	徒歩・自転車・バス・その他（ ）		通 学 所 要 時 間	約	分
理 由	<input type="checkbox"/> 学年途中の転居 <input type="checkbox"/> その他				
連 絡 先	氏 名 電 話 番 号				

注 1 「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「通学方法」の欄は、該当する項目を○で囲み、その他の場合は、括弧内に具体的に記載してください。

3 「理由」の欄は、該当する項目の□欄にチェックをし、その他の場合は、欄内に具体的に記載してください。

別記様式第5号（第7条関係）

区 域 外 就 学 届 書

年 月 日

東広島市教育委員会様

保護者 住 所

児童・生徒との続柄

氏 名 ④

次の児童・生徒を区域外の 学校に就学させますので、学校教育法施行令
第9条の規定により、承諾書を添えて届けます。

児童・生徒 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

別記様式第6号（第8条関係）

就 学 猶 予 願

年 月 日

東広島市教育委員会様

保護者 住 所

児童・生徒との続柄

氏 名 ④

次の者は、年 月 日から東広島市立 学校 学年に就学すべき
学齢児童・生徒ですが、（就学義務の猶予を受けようとする理由）のため就学困難ですか
ら、年 月 日まで就学義務を猶予してください。

児童・生徒 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

注 就学義務の猶予を受ける理由を証した医師の証明書等の書類を添付してください。

別記様式第7号（第8条関係）

就 学 免 除 願

年 月 日

東広島市教育委員会様

保護者 住 所

児童・生徒との続柄

氏 名 ㊟

次の者は、年 月 日から東広島市立 学校 学年に就学すべき学齢児童・生徒ですが、（就学義務の免除を受けようとする理由）のため就学困難ですから、就学義務を免除してください。

児童・生徒 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

注 就学義務の免除を受ける理由を証した医師の証明書等の書類を添付してください。

別記様式第8号（第8条関係）

就学猶予・免除理由消滅届

年 月 日

東広島市教育委員会様

保護者 住 所

児童・生徒との続柄

氏 名

印

次の児童・生徒は、年 月 日付けで就学義務の猶予・免除を受けましたが、その理由がなくなりましたので、東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第8条第2項の規定により届けます。

児童・生徒 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

注 就学義務の猶予又は免除が消滅した理由を証した医師の証明書等の書類を添付してください。

別記様式第9号（第9条関係）

視覚障害者等になった者の通知書

年 月 日

東広島市教育委員会様

東広島市立 学校長 印

本校の児童・生徒が視覚障害者等になったので、学校教育法施行令第12条第1項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 児童・生徒 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
- 2 保 護 者 氏 名
児童・生徒との続柄
- 3 理 由
- 4 障害の種類

別記様式第 10 号 (第 10 条関係)

出席状況が良好でない児童・生徒等報告書

年 月 日

東広島市教育委員会様

東広島市立 学校長 印

出席状況が良好でない児童・生徒がいますので、学校教育法施行令第 20 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 児童・生徒 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
- 2 保 護 者 氏 名
児童・生徒との続柄
- 3 理 由
- 4 出席又は欠席の状況
- 5 校長の意見

別記様式第11号（第11条関係）

出 席 督 促 書

東 広 島 市 立 第 〇 号

〇 〇 年 〇 月 〇 日

保護者

様

東広島市教育委員会 印

次の児童・生徒は、出席状況が良好でないため出席させてください。

なお、引き続き出席させない場合には、学校教育法第144条（罰則）の規定が適用されます。

1 児 童 ・ 生 徒 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

2 在学学校及び学年 東広島市立 学校 学年

出席停止通知書

東 広 第 _____ 号
_____ 年 月 日

保護者

様

東広島市教育委員会 印

学校教育法〔第35条第1項
第49条において準用する同法第35条第1項〕の規定により、次のとおり出席を停止し

ます。

- 1 児童又は生徒の氏名： (生年月日： _____ 年 月 日)
- 2 住 所：
- 3 学 校 名：
- 4 学 年 及 び 組：
- 5 保 護 者 の 氏 名：
- 6 出席停止の期間： _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日
- 7 出席停止の理由：

(注) 児童又は生徒が外国人住民である場合にあっては _____、外国人住民に係る住民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

別記様式第13号（第17条関係）

休 業 報 告 書

____年 月 日

東広島市教育委員会様

東広島市立 学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第17条第3項の規定により、次のとおり休業日を定めたので、報告します。

1 期 間 ____年 月 日から ____年 月 日まで（ 日間）

2 理 由

3 実施計画

別記様式第14号 (第18条関係)

臨 時 休 業 報 告 書

____年 ____月 ____日

東広島市教育委員会様

東広島市立 学校長

次のとおり臨時休業しましたので、学校教育法施行規則

第63条
第79条において準用する同令

第63条の規定により報告します。

- 1 期 間 ____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで (____日間)
- 2 実施学年及び学級
- 3 理 由
- 4 その後の処置及び対策

別記様式第14号の2（第20条関係）

1 小学校の場合

教 育 課 程 に 関 す る 届

年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 小学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第2項の規定により、 年度の教育課程（授業時数）を次のとおり編成するので、届け出ます。

区 分	年 間 授 業 時 数						
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
教 科	国 語			()	()	()	()
	社 会	/	/				
	算 数	/	/				
	理 科	/	/				
	生 活	/	/	/	/	/	/
	音 楽						
	図 画 工 作						
	家 庭	/	/	/	/		
	体 育			()	()	()	()
	外 国 語	/	/	/	/		
特別の教科 道徳							
外国語活動	/	/			/	/	
総合的な学習の時間	/	/					
特 別 活 動	学 級 活 動						
	児 童 会 活 動	— ()	— ()	— ()	— ()	— ()	— ()
	ク ラ ブ 活 動	— ()	— ()	— ()	— ()	— ()	— ()
	学 校 行 事	— ()	— ()	— ()	— ()	— ()	— ()
計	()	()	()	()	()	()	

- 注 1 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の学級活動及び計の欄には、年間授業時数を記入すること。
- 2 国語の欄の（ ）については毛筆を使用する書写の指導に相当する授業時数を、体育の欄の（ ）については保健領域に相当する授業時数をそれぞれ内数で記入すること。
- 3 特別活動のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事に充てる時数については、（ ）内に記入すること。
- 4 計の（ ）内には、児童会活動、クラブ活動及び学校行事の合計時数を記入すること。
- 5 教育課程の変更に関する届出は、この様式に準じて作成すること。

2 中学校の場合

教育課程に関する届

年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 中学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第2項の規定により、 年度の教育課程（授業時数）を次のとおり編成するので、届け出ます。

区 分		年 間 授 業 時 数		
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年
教 科	国 語			
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保 健 体 育			
	技 術 ・ 家 庭			
	外 国 語			
特別の教科 道徳				
総合的な学習の時間				
特 別 活 動	学 級 活 動			
	生 徒 会 活 動	— ()	— ()	— ()
	学 校 行 事	— ()	— ()	— ()
計		()	()	()

- 注 1 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動の学級活動及び計の欄には、年間授業時数を記入すること。
- 2 国語の欄の()については書写の指導に相当する授業時数を内数で記入すること。
- 3 特別活動のうち、生徒会活動及び学校行事に充てる時数については、()内に記入すること。
- 4 計の()内には、生徒会活動及び学校行事の合計時数を記入すること。
- 5 教育課程の変更に関する届出は、この様式に準じて作成すること。

別記様式第14号の3（第20条の2関係）

1 複式学級の場合

複式学級の教育課程に関する届

_____年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条の2の規定により、_____年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。

学 級	担 任	学 年	児 童 ・ 生 徒 数	複数学年で目標を同じくして行う教科		
				教 科 名	週 当 たり 時 数	使 用 教 科 書

注 1 この届は、複式学級において学年別の順序によらない特別の教育課程を編成する教科についてのみ作成すること。

2 使用教科書欄には、使用教科書名及びその学年について記入すること。

2 特別支援教育の場合（小学校）

特別支援学級の教育課程に関する届

年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 小学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条の2の規定により、
年度の教育課程（授業時数）を次のとおり編成するので、届け出ます。

学級名： 特別支援学級 学年：第 学年 児童氏名：

指 導 内 容		授 業 時 数	年 間 指 導 時 数	週 当 たり 時 数
教科等				
各 教 科	国語 (年)			
	社会 (年)			
	算数 (年)			
	理科 (年)			
	生活 ①の場合のみ			
	生活 (年) ②③の場合のみ			
	音楽 (年)			
	図画工作 (年)			
	家庭 (年)			
	体育 (年)			
	外国語 (年)			
特別の教科 道徳				
外国語活動				
総合的な学習の時間				
特別活動				
自立活動				
計				

指 導 形 態				
授 業 時 数		年 間 指 導 時 数	週 当 たり 時 数	交 流 及 び 共 同 学 習
教科等				
合 各 わ 教 せ 科 た 等 指 を 導	日常生活の指導			
	生活単元学習			
各 教 科	国語 (年)			
	社会 (年)			
	算数 (年)			
	理科 (年)			
	生活 ①の場合のみ			
	生活 (年) ②③の場合のみ			
	音楽 (年)			
	図画工作 (年)			
	家庭 (年)			
	体育 (年)			
	外国語 (年)			
特別の教科 道徳				
外国語活動				
総合的な学習の時間				
特別活動				
自立活動				
計				

注 1 記入に当たっては、小学校学習指導要領に準じ、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして次の教育課程の中から決定すること。

- ① 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替える。
- ② 各教科の目標と内容を下学年の各教科の目標と内容に替え、自立活動を加える。
- ③ 小学校の各教科等に自立活動を取り入れる。

2 「指導内容」及び「指導形態」において当該児童に該当しない教科等には、斜線を入れること。

3 「各教科等を合わせた指導」は、①の場合のみ記入すること。

3 特別支援教育の場合（中学校）

特別支援学級の教育課程に関する届

年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 中学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条の2の規定により、
年度の教育課程（授業時数）を次のとおり編成するので、届け出ます。

学級名： 特別支援学級 学年：第 学年 生徒氏名： _____

指 導 内 容		授業時数	年間指導時数	週当たり時数
教科等				
各教科	国語 (年)			
	社会 (年)			
	数学 (年)			
	理科 (年)			
	音楽 (年)			
	美術 (年)			
	保健体育 (年)			
	職業・家庭 ①の場合のみ			
	技術・家庭 (年) ②③の場合のみ			
外国語 (年)				
特別の教科 道徳				
総合的な学習の時間				
特別活動				
自立活動				
計				

指 導 形 態				
教科等	授業時数	年間指導時数	週当たり時数	交流及び 共同学習
各教科等を 合わせた指導	生活単元学習			/
	作業学習			/
各教科	国語 (年)			
	社会 (年)			
	数学 (年)			
	理科 (年)			
	音楽 (年)			
	美術 (年)			
	保健体育 (年)			
	職業・家庭 ①の場合のみ			/
	技術・家庭 (年) ②③の場合のみ			
外国語 (年)				
特別の教科 道徳				
総合的な学習の時間				
特別活動				
自立活動				/
計				

- 注 1 記入に当たっては、中学校学習指導要領に準じ、特別支援学校中学部学習指導要領を参考にして次の教育課程の中から決定すること。
- ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替える。
 - ② 各教科の目標と内容を下学年の各教科の目標と内容に替え、自立活動を加える。
 - ③ 学校の各教科等に自立活動を取り入れる。
- 2 「指導内容」及び「指導形態」において当該生徒に該当しない教科等には、斜線を入れる。
- 3 「各教科等を合わせた指導」は、①の場合のみ記入すること。

4 障害に応じた特別の指導の場合

障害に応じた特別の指導に係る教育課程に関する届

年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 小学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条の2の規定により、年度の教育課程（授業時数）を次のとおり編成するので、届け出ます。

(a) 通常の学級の教育課程

区 分		年 間 授 業 時 数					
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教 科	国 語						
	社 会	—	—				
	算 数						
	理 科	—	—				
	生 活			—	—	—	—
	音 楽						
	図 画 工 作						
	家 庭	—	—	—	—		
	体 育						
	外 国 語	—	—	—	—		
特別の教科 道徳							
外 国 語 活 動		—	—			—	—
総合的な学習の時間		—	—				
特 別 活 動	学 級 活 動						
	児 童 会 活 動	()	()	()	()	()	()
	ク ラ ブ 活 動						
	学 校 行 事	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()

注 1 各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び計の欄には、年間授業時数を記入すること。

2 特別活動のうち、児童会活動及び学校行事に充てる時数については、()内に記入すること。

(b) 通級による指導の教育課程

区 分		年 間 授 業 時 数					
		第 学 年	第 学 年	第 学 年	第 学 年	第 学 年	第 学 年
		児 童 1	児 童 2	児 童 3	児 童 4	児 童 5	児 童 6
教 科	国 語						
	社 会						
	算 数						
	理 科						
	生 活						
	音 楽						
	図 画 工 作						
	家 庭						
	体 育						
	外 国 語						
通級による指導							
特別の教科 道徳							
外国語活動							
総合的な学習の時間							
特 別 活 動	学 級 活 動						
	児 童 会 活 動	()	()	()	()	()	()
	ク ラ ブ 活 動						
	学 校 行 事	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()

注 1 通級による指導を受ける児童が、特定の教科又は領域を欠くことのないようにすること。

2 通級による指導を受ける児童の週当たりの時間数は、1時間から3時間までとするが、週8時間を限度として、各教科の補充指導を含むことができる。その場合、単なる教科補充にならないように留意すること。

3 年度の途中から通級による指導を始める場合及び途中で通級による指導の教育課程を変更する場合は、年間授業時数欄に週授業時数を記入すること。

4 特別活動のうち、児童会活動及び学校行事に充てる時数については、()内に記入すること。

5 余白部分に、通級による指導の開始日を記入すること。

5 日本語教育の場合

(1) 届出

日本語教育のための教育課程に関する届

____年 ____月 ____日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条の2の規定により、
____年度の教育課程（授業時数）を次のとおり編成するので、届け出ます。

指導内容：①サバイバル日本語②日本語基礎③技能別日本語④日本語と教科の統合学習⑤教科の補習

No.	学年	児童生徒氏名	指導内容							指導時間	指導形態	指導者
			学習段階	①	②	③	④	⑤	その他	指導期間		
										週 時間		
										____年 ____月～		
										週 時間		
										____年 ____月～		
										週 時間		
										____年 ____月～		
										週 時間		
										____年 ____月～		
										週 時間		
										____年 ____月～		
										週 時間		
										____年 ____月～		
										週 時間		
										____年 ____月～		
										週 時間		
										____年 ____月～		
【備考欄】												

5 日本語教育の場合

(2) 実施報告

日本語教育のための教育課程に関する実施報告

____年 ____月 ____日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条の2の規定により、
____年度の教育課程（授業時数）を次のとおり実施したので、報告します。

指導内容：①サバイバル日本語②日本語基礎③技能別日本語④日本語と教科の統合学習⑤教科の補習

No.	学年	児童生徒氏名	指導内容							総指導時間	指導形態	指導者
			学習段階	①	②	③	④	⑤	その他	指導期間		
										時間		
										____年 ____月 ~ ____年 ____月		
										時間		
										____年 ____月 ~ ____年 ____月		
										時間		
										____年 ____月 ~ ____年 ____月		
										時間		
										____年 ____月 ~ ____年 ____月		
										時間		
										____年 ____月 ~ ____年 ____月		
										時間		
										____年 ____月 ~ ____年 ____月		
										時間		
										____年 ____月 ~ ____年 ____月		

【備考欄】

修学旅行等の実施に関する届

年 月 日

東広島市教育委員会様

東広島市立 学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第21条第3項の規定により、次のとおり実施するので、届け出ます。

- 1 旅行の目的
- 2 旅行の日程（発着時刻、利用交通機関、旅行地、宿泊地、所要時間数の合計等）
- 3 旅行に参加する児童・生徒数等

学 年	男 子	女 子	計	在 籍 数	参 加 率
学年	人	人	人	人	%

- 4 旅行に参加しない児童・生徒数及びその理由並びに旅行中の措置
- 5 引率者の職氏名

6 児童・生徒1人当たりの経費

交 通 費	宿 泊 費	見学・入場料	そ の 他	合 計
円	円	円	円	円

7 旅行の準備計画

- (1) 旅行計画の準備事項
- (2) 学習指導計画
- (3) 職員及び児童・生徒の役割分担等

8 旅行の安全計画

- (1) 参加児童・生徒の身体検査の状況
- (2) 旅行地の衛生状況（関係保健所に照会したもの）
- (3) その他安全に関する準備事項

9 旅行終了後の措置

注 宿泊を要する学校行事等で、旅行を伴わないものを実施する場合の届出は、この様式に準じて作成すること。

別記様式第16号（第21条関係）

校外での教育活動の実施に関する報告書

____年 月 日

東広島市教育委員会様

東広島市立 学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第21条第4項の規定により、次のとおり実施したので、報告します。

- 1 目 的
- 2 日程及び場所
- 3 行事に参加した児童・生徒の学年別及び男女別の数
- 4 行事に参加しなかった児童・生徒の数及び行事中の措置
- 5 引率者の職氏名
- 6 児童・生徒1人当たりの経費
- 7 その他

注 必要に応じ、行事を実施した場所の位置等を記入し、又は位置図を添付すること。

別記様式第17号（第25条関係）

教材使用承認申請書

年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立

学校長

次の教材を使用したいので、東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第25条第2項の規定により申請します。

使用単位 (学年、学級等)	教材を使用する 教科等の名称	教材の名称	編著者名	発行所名	購入価格 (円)	使用の目的及び理由	使用部数 (部)	使用期間	
								自	至
								年 月 日	年 月 日
								年 月 日	年 月 日
								年 月 日	年 月 日
								年 月 日	年 月 日
								年 月 日	年 月 日
								年 月 日	年 月 日
								年 月 日	年 月 日
								年 月 日	年 月 日
								年 月 日	年 月 日
								年 月 日	年 月 日

別記様式第18号（第26条関係）

教 材 使 用 届

年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立

学校長

次の教材を使用するので、東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第26条第2項の規定により届け出ます。

使用単位 (学年、学級等)	教材を使用する 教科等の名称	教材の名称	教材の内容	編著者名	発行所名	購入価格 (円)	使用の目的及び理由	使用部数 (部)	使用期間	
									自	至
									年 月 日	年 月 日
									年 月 日	年 月 日
									年 月 日	年 月 日
									年 月 日	年 月 日
									年 月 日	年 月 日
									年 月 日	年 月 日
									年 月 日	年 月 日
									年 月 日	年 月 日
									年 月 日	年 月 日
									年 月 日	年 月 日
									年 月 日	年 月 日
									年 月 日	年 月 日
									年 月 日	年 月 日

別記様式第19号（第29条関係）

第	号	
卒 業 証 書		
校印	氏 名	
	_____年 月 日生	
小（中）学校の全課程を修了したことを証する		
_____年 月 日		
広島県東広島市立	学校長	印

注 児童又は生徒が外国人住民である場合にあつては_____、外国人
住民に係る住民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年教育委員会規則第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(指定学校の変更の申立て)</p> <p>第6条 令第8条前段の規定による申立てをしようとする保護者は、指定学校変更申立書（別記様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 令第8条後段に規定する通知については、<u>前2条</u>の規定を準用する。</p> <p>(区域外就学の届出)</p> <p>第7条 <u>令第9条第1項</u>の規定により区域外就学の届出をしようとする保護者は、区域外就学届書（別記様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(休業日)</p> <p>第17条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>同月7日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月29日まで</p> <p>(5) 秋季休業日 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日</p> <p>(6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで</p> <p>(7) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで</p> <p>(8) 農繁期等において1年を通じ10日以内で校長が必要と認め休業と定めた日</p> <p>(臨時休業の報告)</p> <p>第18条 校長は、省令第63条（<u>省令第79条</u>において準用する場合を含む。）の規定により授業を行わなかったときは、臨時休業報告書（別記様式第14号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月20日から適用する。 <u>(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における休業日の特例)</u></p> <p>2 <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第17条第1項第5号の規定の適用については、同号中「10月の第2月曜日の翌日及び翌々日」とあるのは、「10月12日から同月14日まで」とする。</u></p>	<p>(指定学校の変更の申立て)</p> <p>第6条 令第8条前段の規定による申立てをしようとする保護者は、指定学校変更申立書（別記様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 令第8条後段に規定する通知については、<u>第4条及び前条</u>の規定を準用する。</p> <p>(区域外就学の届出)</p> <p>第7条 <u>令第9条</u>の規定により区域外就学の届出をしようとする保護者は、区域外就学届書（別記様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(休業日)</p> <p>第17条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月5日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月29日まで</p> <p>(5) 秋季休業日 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日</p> <p>(6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで</p> <p>(7) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで</p> <p>(8) 農繁期等において1年を通じ10日以内で校長が必要と認め休業と定めた日</p> <p>(臨時休業の報告)</p> <p>第18条 校長は、省令第63条（<u>第79条</u>において準用する場合を含む。）の規定により授業を行わなかったときは、臨時休業報告書（別記様式第14号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月20日から適用する。</u></p>